平成２６年（フ）第５１号
新潟市南区山王新田25番地
債務者　平澤　　保
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９号
岐阜市加納天神町１丁目31番地
債務者　矢井　靖孝
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第６６号
岐阜市上加納山4715番地33　ハイツ上加納２Ｆ７号室
債務者　みちくさこと　中川　信子(旧姓小椋)
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６０２号
静岡県浜松市東区北島町1137番地の３　ハイツ高橋203、前住所静岡県浜松市東区原島町243番地の１　ヴィーブル宮の森南１Ｃ
債務者　岩田　俊治
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第８２８号
神戸市中央区東雲通６丁目１番16号
債務者　忽那　充孝
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７９号
神戸市灘区城内通４丁目５番10号　グリーンアート302号
債務者　藤川　考幸
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２号
神戸市須磨区南落合４丁目１番178―101号、申立時の住所神戸市中央区中山手通１丁目16番12号　東門ヴィレッジビル607、従前の住所神戸市長田区重池町１丁目３番５号
債務者　新菊こと　寺田　富雄
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０９号
神戸市兵庫区氷室町２丁目15番21号　宝マンションＡ１階
債務者　岸本　則幸
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６２号
神戸市兵庫区入江通２丁目１番12号　河越マンション302号
債務者　森優子こと　趙　　優子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３号
広島県東広島市高屋町郷651番地８
債務者　土井　佑介
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９４号
広島県東広島市西条町下見3668番地７フォートレスＢ105号、申立時の住所広島県東広島市高屋町郷651番地８
債務者　土井のり子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４１号
広島県安芸郡熊野町貴船５番２―101号
債務者　梶山　信行
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４６号
大分市賀来南２―３―７　レオパレス詩107号室、住民票上の住所大分市大字光吉1037番地の１　首藤ハイツ１―203
債務者　大西　直美
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６８号
大分市大字寒田449番地の27　県営２Ａ10―40
債務者　木本亜由美（旧姓首藤・篠原）
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２０号
宮城県大崎市古川穂波４丁目16番７号　パークアヴェニューＡ棟202号
債務者　渋谷　政浩
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
宮城県栗原市築館字下高森27番地６　２号
債務者　熊谷　周也
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
宮城県気仙沼市古町３丁目５番137号
債務者　長谷川竜一
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部